

ID: 44

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例規名 根拠条項</b>	しばたの郷土館条例 第6条		
<b>例規番号</b>	平成5年条例第3号		
<b>【基準】</b>			
第6条、しばたの郷土館規則第6条及び柴田町暴力団排除条例第6条の規定による。 (使用許可の取消し等)			
第6条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。			
(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。			
(2) 使用目的以外に使用したとき。			
(3) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸したとき。			
(4) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。			
(使用許可の取消し等)			
第6条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。			
(1) 申請書に偽りの記載があったとき。			
(2) 使用許可の条件に違反したとき。			
(3) 使用者が使用料を納入期限までに納入しなかったとき。			
(4) その他条例及びこの規則に反すると認めたとき。			
2 前項の規定により使用を取り消し、又は停止するときは、しばたの郷土館使用中止命令書(様式第4号)を使用者に交付するものとする。			
3 教育委員会は、第5条の規定による許可をした場合において、災害等のやむを得ない事情が生じた場合は、その使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。			
(公の施設における措置)			
第6条 町長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例(平成21年柴田町条例第27号)に定めるもののほか、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができるものとする。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

